## 新都市整備事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

新都市整備事業会計の財務に関する事務の執行及	20経営に関する事業の官理	
指 摘 事 項	措置内容	措置状況
第4章 包括外部監査の結果及び意見	平成18年度決算書より,退	措置方針
新都市整備事業会計の採用する会計処理に	職給与引当金の計上方法につ	等
ついて	いて、分割処理の方法及び未計	
7 退職給与引当金(報告書 32 頁~33 頁)	上残高を注記開示する予定で	
決算書に計上されている退職給与引当金	ある。	
は,平成12年度から引当計上されています。	<i>3</i> , <i>3</i> ,	
ただし, 平成 12 年当初の計上額が		
3.052.262 千円と多額であることから,15年		
間で分割計上されており、計上不足額が		
1,831,357 千円生じております。		
企業会計では「退職給付会計に係る会計基準・が正式」2年4月日以降開始事業在第		
準」が平成12年4月1日以降開始事業年度		
より導入されました。その際経過措置として、		
そこで、新たな基準の採用により生じる影響		
額は,通常の会計処理とは区分して,15年以		
内の一定の年数の按分額を当該年数にわたっ		
て費用として処理することができるよう経過		
的な措置を置かれています。		
これは、新たな基準の採用により、従来合		
理的とされた処理により長期間にわたり累積		
された影響が一時点に発現することがあり,		
この影響をすべて一時に処理することは,企		
業の経営成績に関する期間比較を損ない期間		
損益を歪めるおそれがあるためです。従業員		
の退職給付に備えるため,退職給付引当金を		
計上することは既に公正な会計慣行として定		
着しており、会計制度の変更と捉え分割計上		
することは適切ではありません。なお,地方		
公営企業法施行に関する命令の実施について		
の依命通達においては,引当金の計上はでき		
るものとされていますが , 分割計上を容認す		
る定めはありません。		
この退職給与引当金の計上方法について,		
新都市整備事業会計決算書上に特に記載はな		
されておりませんが,分割処理の方法及び未		
計上残高がいくらであるか注記開示により明		
らかにすべきものと考えます。なお,新都市		
整備事業会計以外の他の特別会計や地方公社		
その他外郭団体について退職給付引当金の計		
上の有無や計上方法に違いが見受けられます		
が、官庁会計に複式簿記・発生主義会計を導		
入して適正な自治体の財務諸表を作成し、		
, to talk shift of the shift of		

ž	昔 置	上内	容	措置状況
	<b>1</b>	措	措 置 内	措置内容